

令和3年度予算編成方針を次のとおり定めるので、的確な処理を期されたい。

令和2年10月2日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

令和3年度予算編成方針

1 町の状況

町財政は、平成28年度及び平成29年度に地方交付税をはじめとした一般財源の大幅な減少によって歳出が歳入水準を上回り、平成29年度及び平成30年度の経常収支比率は100%を超え、多額の財源不足が生じる硬直した状態となった。

平成31年度においては、地方債を繰上償還したことや普通交付税の交付額が増加したことから、経常収支比率は98.7%となり100%を下回ったが、比率としては非常に高い数値であり、依然として硬直化した財政状況である。

令和2年度に実施される国勢調査においては、大幅な人口減少が予想され、令和3年度の普通交付税は人口減少に伴う減額が見込まれており、現時点での試算では約1億2400万円減少する見込みである。

このままでは、毎年度多額の財源不足が生じることとなり、それを補う基金も不足する危機的な状態に陥ることが予想される。そのため早急に改革に取り組み、収支が均衡した持続可能な財政構造に転換していく必要がある。

また、現在のかつらぎ町においては人口の減少が問題であり、とりわけ若者の減少が深刻である。町財政への影響はもとより、若者世代がこれからのかつらぎ町を支えていくことを考えると、若者が住み続けられるまちづくりを進めていく必要がある。

2 基本方針

かつらぎ町において、若者世代の定住は大きな課題であり、若者が住みやすいと思えるまちとは、すべての世代の人が住みやすいと感じるまちでもある。そのため、防災・減災対策、空き家対策をはじめとする、かつらぎ町が抱えている課題や問題を改善し、町民の皆様が安心して暮らすことができ、未来に希望が持てる町となる取り組みを進めていくことが重要である。

これらの観点を念頭に置き、令和3年度予算は、現在の財政状況を踏まえ、持続可能な財政構造を確立していくため、健全な財政運営を基本としながら、「希望の持てる未来のかつらぎ町」を実現するために、以下の方針により編成するものとする。

(1) 施策・事業の重点化

「希望の持てる未来のかつらぎ町」の実現につながる施策・事業について重点化を図ることとし、次の4項目を重点項目とする。

施策・事業の重点化にあたっては、本町の施策全体を見渡し、行政課題の緊急性や重要性、事業実施による費用対効果を見極め、施策・事業の「選択と集中」を図り、既存の施策・事業の再構築や最適化など、「スクラップ・アンド・ビルド」を基本とする。

《重点項目》

- ① 防災・減災対策
- ② 産業・観光・移住定住対策
- ③ 子育てしやすいまちづくり
- ④ 福祉と健康のまちづくり

(2) 財源確保の徹底

町税や使用料などの自主財源については、収納対策の強化や収入の増加につながる利活用の促進に努める。また、国・県支出金などの依存財源については、現行制度や新たな補助制度を十分に研究・活用し、積極的な活用を図ること。

なお、事業に要する財源は、自らが確保する意識を持ち、歳入の確保があつての歳出であることを常に念頭に、柔軟な発想による財源の発掘、獲得に積極的に取り組むこと。

(3)行財政改革の徹底

行政改革の取り組みを実効性のあるものにするためには、職員一人ひとりが行政改革の意義を十分に理解し、自覚と責任をもって積極的に取り組む必要がある。

限られた財源を効率的に活用することを基本に、担当課において事業の効果や必要性を検証すること。

これまで継続的に実施してきた事業等についても、前例踏襲とせず、変化に柔軟に対応するとともに、事業の目的やこれまでの成果を改めて確認したうえで、必要性、効率性、実効性などを再検証し、廃止を含め事業手法を根本から見直すこと。さらに町政全体を視野に入れ、課室間の相互連携に努め、行政資源の有効活用を図ること。